

ニセコ町景観条例に定める開発事業の協議に関する指導審査基準(平成18年訓令第47号)新旧対照表

現行	改正後
<p>○ニセコ町景観条例に定める開発事業の協議に関する指導審査基準</p> <p style="text-align: right;">平成18年10月18日 訓令第47号</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 開発事業の協議に係るその他の基準</p> <p>(1) <u>ニセコ町環境審議会</u>の意見聴取を行う場合の判断基準(条例第31条第2項関係)</p> <p> 条例第31条第2項に係る審議会の意見聴取は、次の場合に行うものとする。</p> <p> ア 開発事業が、景観上、町内に広く影響を及ぼす恐れがあると認められる場合</p> <p> イ 住民説明会において関係住民等の意見が極端に分かれ、あるいは合意形成ができなかった場合</p> <p>(2) (略)</p> <p> 附 則</p> <p> この訓令は、公布の日から施行する。</p>	<p>○ニセコ町景観条例に定める開発事業の協議に関する指導審査基準</p> <p style="text-align: right;">平成18年10月18日 訓令第47号</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 開発事業の協議に係るその他の基準</p> <p>(1) <u>ニセコ町都市計画審議会</u>の意見聴取を行う場合の判断基準(条例第31条第2項関係)</p> <p> 条例第31条第2項に係る審議会の意見聴取は、次の場合に行うものとする。</p> <p> ア 開発事業が、景観上、町内に広く影響を及ぼす恐れがあると認められる場合</p> <p> イ 住民説明会において関係住民等の意見が極端に分かれ、あるいは合意形成ができなかった場合</p> <p>(2) (略)</p> <p> 附 則</p> <p> この訓令は、公布の日から施行する。</p>